

○益田市日本遺産関連事業補助金交付要綱

令和4年5月26日
益田市告示第169号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本遺産「中世日本の傑作 益田を味わう 一地方の時代に輝き再び」(以下単に「日本遺産」という。)を活かした地域活性化を図ることを目的として、日本遺産に関連する事業を実施する団体等に対し予算の範囲内で交付する益田市日本遺産関連事業補助金(以下「補助金」という。)について、益田市補助金等交付規則(平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、益田市協働のまちづくり推進条例(令和2年益田市条例第3号)第2条第2号から第8号までに掲げるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業であって、市民等が日本遺産について見識を深め、若しくは益田への愛着と誇りを育み、又は地域の活性化に資するものとする。

- (1) 日本遺産の構成文化財を活用した事業
- (2) 日本遺産のストーリー等を普及する事業
- (3) 日本遺産を活用した持続可能なまちづくりに寄与する事業
- (4) その他日本遺産を活かした地域活性化に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた事業で、補助対象者が同一のもの
- (2) 宗教的活動を目的とするもの
- (3) 政治的活動を目的とするもの
- (4) その他活動が公序良俗に反し、市長が不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が販売等の収益を伴うものである場合の補助対象経費は、当該販売等において本来補助対象者が負担すべき額を控除した額とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から寄附金その他の収入を控除した額とし、1申請当たり10万円を上限とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数金額が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、益田市日本遺産関連事業

補助金交付申請書（様式第 1 号）に事業計画書（様式第 2 号）、収支予算書（様式第 3 号）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか補助金の交付に係る手続については、規則に定めるところによる。

（財産処分の制限期間）

第 7 条 規則第 1 5 条第 2 項の市長が定める期間は、総務省所管補助金等交付規則（平成 1 2 年総理府令・郵政省令・自治省令第 6 号）別表に定める処分制限期間に相当する期間とする。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和 4 年 5 月 2 6 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（失効）

- 2 この告示は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則（令和 7 年 3 月 2 4 日告示第 5 5 号）

この告示は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区分	対象経費
報償費	外部講師、専門家等への謝礼（補助対象者の構成員に対するものを除く。）
旅費	外部講師、専門家等の招聘に関する交通費、宿泊費等
需用費	チラシ等の印刷製本費、図書の購入費、食糧費（真に必要と認められる必要最小限のものに限る。）、消耗品費等
役務費	電話料、郵券料、運搬等に係る経費、行事保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、物品の賃借料等
負担金	研修参加費等
備品購入費	活動に継続して使用する備品購入費
原材料費	活動に使用する材料費
その他	前各項に定めるもののほか、事業の実施に必要と認められる経費

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

益田市長 様

申請者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者氏名

益田市日本遺産関連事業補助金交付申請書

年度益田市日本遺産関連事業補助金の交付を受けたいので、益田市日本遺産関連事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業の名称	
補助金の申請額	円
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
担当者	住所 〒 氏名 電話番号 ※ 申請者と同じ場合は電話番号のみ記入
申請者の概要	(主な活動目的や事業所概要) ※ 申請者が個人の場合は記入不要

添付書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 収支予算書（様式第 3 号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	（活用する構成文化財など日本遺産に関連した事業であることが分かるように具体的な内容を記載してください。） （実施する事業の内容（日時、場所、方法、特色、実施計画、公益性等）について、具体的に記載してください。）
スケジュールと実施体制	（事業の取組スケジュールや実施体制の具体的な計画を記載してください。）
事業の効果	（事業を実施することで期待される効果を具体的に記載してください。）
参加対象	（参加見込数、参加者概要等を記入してください。）

様式第3号（第6条関係）

収支予算書

1 収入

単位：円

科 目	金 額	備 考
日本遺産関連事業補助金		※ 千円未満の端数切捨て
自己資金		
その他の補助金・交付金		
合 計 額		※ 合計額③と同額

2 支出

単位：円

科 目		金 額	備 考 (金額の根拠の記載欄)
補助対象経費			
	小 計 ①		
補助対象外経費			
	小 計 ②		
合 計 額 ③			小計①＋小計②

※ 備考欄に金額の根拠を詳しく記載してください。
（記入例）切手 ○○円、印刷費 @○○円×○○部＝○○円、
講師謝金 @○○円×○人＝○○円、講師旅費 ○○円 等